

水源郷 わくわく通信

第8号

湯西川湖での
漁業活動に係る
エンジン付き船舶の
使用が承認されました

この水源郷わくわく通信は、
水源地域ビジョンの取り組みの
様子を、皆さまにお知らせする
ために発行するものです。

発行 : 平成28年5月12日

お問い合わせ先: 国土交通省 関東地方整備局 鬼怒川ダム統合管理事務所 調査課
宇都宮市平出工業団地14-3 電話: 028-661-7764

●水源地域ビジョンとは

「水源地域ビジョン」は、ダム水源地域の自治体、住民等がダム事業者・管理者と共同で策定主体となり、下流の自治体・住民や関係行政機関に参加を呼びかけながら策定する水源地域活性化のための行動計画です。

平成28年3月29日に「湯西川湖水面利用協議会」を開催

平成27年3月の「湯西川湖水面利用協議会」(※1)において「湯西川湖水面利用ルール」を策定しました。この1年間、湯西川湖水面利用ルールを運用してきましたが、漁業活動を活発化させ地域振興に役立てるためには、漁業協同組合の活動においては「燃料エンジンを使用する船舶」(※2)を利用することを認める必要があるとの意見がありました。

そこで、平成28年3月29日に湯西川湖水面利用協議会で協議し、地域振興と活性化に寄与するための漁業活動に対しては、自然環境・生態系に配慮した船舶・機器であることを条件に、「燃料エンジンを使用する船舶」の乗り入れを承認することとしました。

※1 湯西川湖水面利用協議会とは : 湯西川湖周辺の自治会、漁業協同組合、温泉旅館組合、商店会、今市警察署、藤原消防署、日光市、栃木県、環境省、国土交通省などの関係機関による湯西川湖の水面利用調整を図る組織(平成27年3月設立)

※2 燃料エンジンを使用する船舶とは : ガソリンなどの化石燃料でエンジンを動かし航行する船舶。

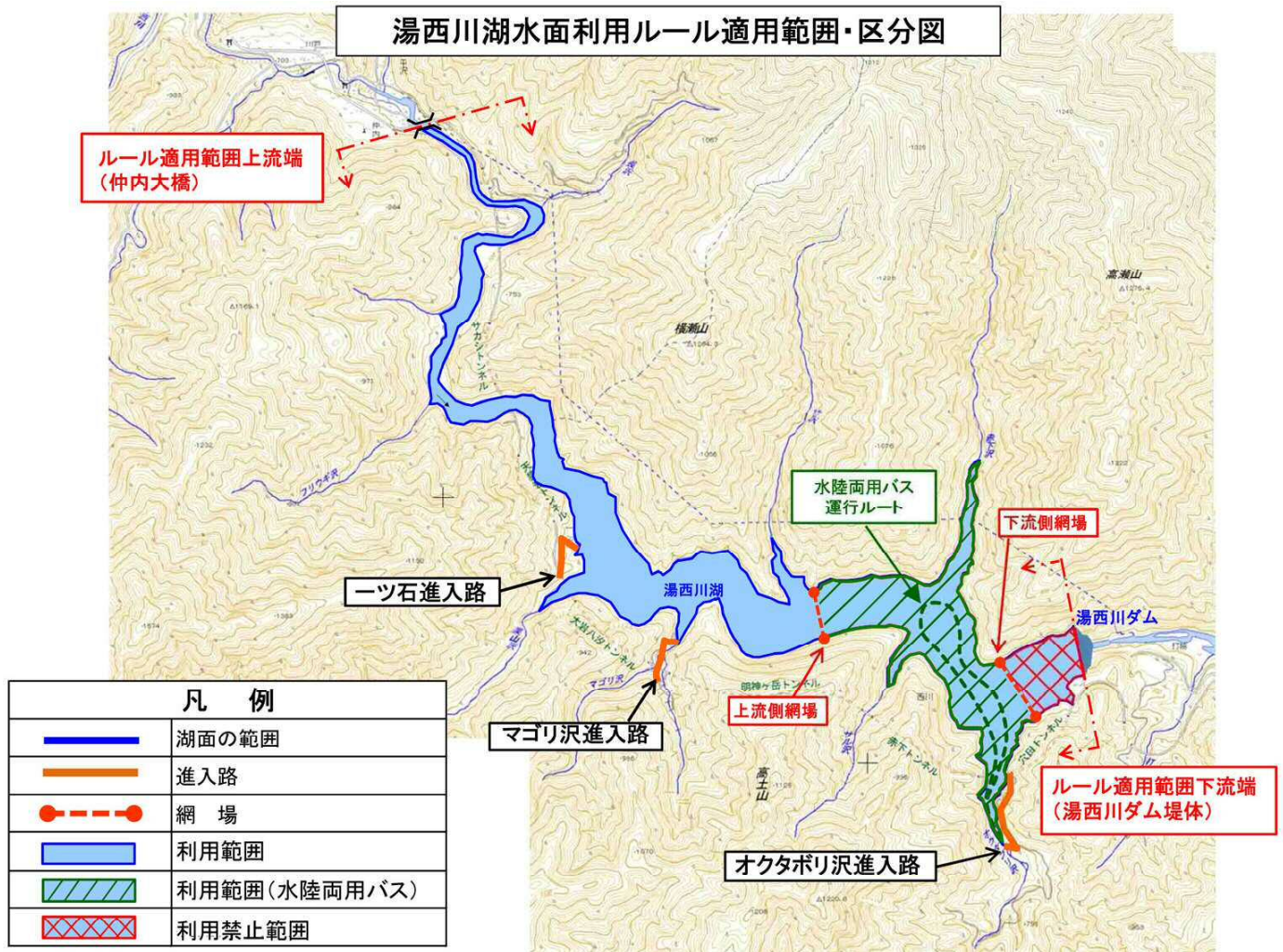


湯西川湖における利用可能な内容(水面利用ルール第12条の内容)



(注) 水面利用協議会に承認を得た場合は利用が認められます

今後は、湯西川漁業協同組合の漁業活動に係る燃料エンジン付き船舶が、湯西川湖の利用範囲で使用されることがあります。



平成28年度の湯西川湖の利用予定をお知らせします

平成28年3月29日開催の湯西川湖水面利用協議会では、水陸両用バス導入協議会による水陸両用バスの水面利用予定と、湯西川漁業協同組合による水面利用（漁業活動）予定を確認しましたので、お知らせいたします。

予定	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
水陸両用バス	 (4/22) (12/4)											
漁業活動	 (4/3) (9/19)											